

議案第16号

令和7年度

五所川原市下水道事業会計補正予算書

令和7年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和7年度五所川原市下水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（企業債）

第2条 令和7年度五所川原市下水道事業会計予算第7条に定めた企業債の利率を次のように改める。

起債の目的	補正前	補正後
公共下水道事業	年4.0%以内 （ただし、利率見直し方式とした場合に あって、利率の見直しを行った後は、当 該見直し後の利率）	年8.0%以内 （ただし、利率見直し方式とした場合に あって、利率の見直しを行った後は、当 該見直し後の利率）
公共下水道事業 資本費平準化債		
下水道事業債 （特別措置分）		
特定環境保全公共下水道事業 資本費平準化債		
農業集落排水事業		
農業集落排水事業 資本費平準化債		
漁業集落排水事業		
漁業集落排水事業 資本費平準化債		

令和8年2月26日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌